

○北海道警察訟務事務処理規程

北海道警察本部訓令第5号

昭和45年3月25日

改正 昭和54年6月4日警察本部訓令第13号、平成3年1月28日第1号、4年8月26日第19号、13年3月13日第2号、17年3月9日第3号、28年3月29日第18号、令和2年3月27日第11号

北海道警察訟務事務処理規程を次のように定める。

北海道警察訟務事務処理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察における訟務事務を適正に処理するため、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訟務事務 次に掲げる事務をいう。

ア 争訟事件の調査、証拠収集、審議、示談、和解交渉、主張準備その他の訴訟活動に関する事務

イ 証人出廷事案及び照会事案に係る調整等に関する事務

(2) 争訟事件 次に掲げる事件をいう。

ア 行政不服申立事件 北海道公安委員会、方面公安委員会、北海道警察本部長、方面本部長又は警察署長（以下「警察機関」という。）がした処分又はなすべき処分をしなかった不作為を原因として、国家公安委員会、北海道公安委員会、北海道知事又は北海道人事委員会に審査請求がされた事件

イ 行政訴訟事件 警察機関又は北海道知事がした処分又はなすべき処分をしなかった不作為を原因として、警察機関又は北海道が被告として提訴された事件

ウ 人権侵犯事件 職員が職務の執行に関し、国民の権利又は自由を侵犯したとして、人権擁護機関に申告又は通報された事件

エ 刑事事件 職員が職務の執行に関し、違法な行為をしたことを理由に捜査機関に対し告訴・告発された事件及び当該告訴・告発に係る付審判請求事件

オ 国家賠償事件 警察機関がした処分若しくはなすべき処分をしなかった不作為により、若しくは職員の職務執行により、又は警察機関の管理する営造物の設置若しくは管理上の瑕疵により違法に損害を被ったとする者から、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき北海道が提訴された事件

カ 民事事件 職員の職務執行により、違法に権利を侵害されたとする者から、民法（明治29年法律第89号）又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき当該職員又は北海道が提訴された事件

キ 提訴事件 警察機関又は職員が職務行為に関して違法に損害を受けた場合において、その損害の回復を求めるため相手方を提訴する事件

ク 損害賠償事件 公用車の交通事故等により、法律上、北海道に損害賠償責任が生じ、かつ、賠償が必要となる事件

ケ 職員賠償事件 北海道が損害賠償義務を履行した場合で、職員の賠償責任（求償）を問う事件又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の3第2項若しくは第243条の2の2第5項の規定により訴訟を提起する事件

コ 民事調停事件 国家賠償事件又は民事事件が民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づき申立てされた事件

サ その他の事件 アからコまでのいずれかに発展するがい然性の高い事件

(3) 証人出廷事案 刑事・民事事件（争訟事件を除く。）に関し、警察職員が証人として召喚され、又は呼び出された事案をいう。

(4) 照会事案 行政機関等から照会等がなされた事案（検察庁からの刑事事件に関する照会、居住照会、徴収金に関する照会その他行政機関からの照会等で、定型的かつ回答することに問題がないと判断されるもの及び警察における証明事務の取扱いに関するものを除く。）をいう。

（訟務委員会の設置及び組織）

第3条 争訟事件（前条第2号ク及びケを除く。）に関する重要な事項を調査、審議するため、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に訟務委員会を置く。

2 訟務委員会は、委員長及び若干の委員で組織する。

3 委員長は、警務部長をもって充てる。

4 委員は、警察本部の次の職にある者をもって充てる。

(1) 監察官室長

(2) 訟務室長

(3) その他委員長が指名する者

5 委員長が指名する委員の任期は、当該事件に関する調査、審議が終了するまでの間とする。

6 訟務委員会の庶務は、警察本部監察官室訟務室（以下「訟務室」という。）で処理する。

（訟務委員会の任務）

第4条 訟務委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集し、前条に規定する当該訟務委

員会設置に係る争訟事件について、次の事項を調査、審議するものとする。

- (1) 争訟事件の処理方針及び解決に関する重要な事項
  - (2) その他北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が審議を命じた事項
- 2 委員長は、訟務委員会の審議結果を警察本部長に報告するものとする。

（損害賠償等審査委員会の設置及び組織）

第5条 第2条第2号ク及びケの争訟事件に関する重要な事項を調査、審議するため、警察本部に損害賠償等審査委員会（以下「賠償等委員会」という。）を置く。

- 2 賠償等委員会は、委員長及び若干の委員で組織する。
- 3 委員長は、警務部長をもって充てる。
- 4 委員は、警察本部の次の職にある者をもって充てる。
  - (1) 総務課長
  - (2) 会計課長
  - (3) 警務課長
  - (4) 監察官室長
  - (5) 訟務室長
  - (6) その他委員長が指名する者
- 5 委員長が指名する委員の任期は、当該事件に関する調査、審議が終了するまでの間とする。
- 6 賠償等委員会の庶務は、訟務室で処理する。

（賠償等委員会の任務）

第6条 賠償等委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集し、前条に規定する当該賠償等委員会設置に係る争訟事件について、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 損害賠償事件の処理に関する重要な事項
  - (2) 職員の賠償責任（求償）に関する事項
  - (3) その他警察本部長が審議を命じた事項
- 2 委員長は、賠償等委員会の審議結果を警察本部長に報告するものとする。

（訟務対策専門部会の設置及び構成）

第7条 警務部長又は方面本部長（以下「主管部長等」という。）は、争訟事件に関する専門的事項について調査、研究又は検討させるため、当該警察本部又は方面本部に訟務対策専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び若干の部員をもって構成する。
- 3 部会長は、警察本部にあつては訟務室長を、方面本部にあつては監察官室長をもって充て、部員は、当該事件の関係所属職員、訴訟代理人、訟務事務担当者（第11条に規定する者をいう。第10条において同じ。）その他主管部長等が必要と認めた者をもって充

てるものとする。

(専門部会の任務)

第8条 専門部会は、主管部長等の命により部会長が招集し、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 訟務事務の処理に伴う諸対策
- (2) 関係法令及び判例の研究
- (3) その他主管部長等が命ずる事項

2 部会長は、専門部会の審議結果を当該主管部長等に報告しなければならない。

(訟務事務の処理)

第9条 訟務事務は、警察本部長又は主管部長等の指揮を受け、訟務室又は方面本部の監察官室が関係所属と連携の上、処理するものとする。この場合において、主管部長等は、軽易な訟務事務を専決処理することができる。

(訟務室長等の任務)

第10条 訟務室長及び方面本部の監察官室長（以下「訟務室長等」という。）は、上司の命を受け、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 訟務事務の処理に伴う指揮、指導、調整等に関すること。
- (2) 検察庁、法務局、知事部局その他関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- (3) 関係所属、訟務事務担当者、訟務委員会、賠償等委員会、専門部会等との連絡及び調整に関すること。
- (4) その他訟務事務の処理に必要な事項

(訟務事務担当者の指定)

第11条 警察本部若しくは方面本部の課長（課長に相当する者を含む。）又は署長（以下「所属長」という。）は、所掌する事務に関する争訟事件、証人出廷事案及び照会事案（以下「訟務事案」という。）を適正に処理するため、当該訟務事案ごとに訟務事務担当者（以下この条において「担当者」という。）を指定するものとする。

2 担当者は、所属職員のうちから、警部以上の階級（同相当職にある者を含む。）にある者をもって充てるものとする。

3 担当者は、訟務室長等と緊密な連絡を保持し、当該所属の訟務事案を処理しなければならない。

(訟務事案の報告)

第12条 職員は、訟務事案を認知し、又は係争中の争訟事件に関する情報、証拠その他の資料を入手した場合は、直ちにその内容を所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受け、又は係争中の訟務事案が終結した場合は、速やかにその内容を訟務室（札幌方面以外の所属にあつては、当該方面本部の監察官室

を經由) を経て警察本部長に報告するものとする。この場合において、証人出廷事案及び照会事案に係る報告については、警察本部の当該事案を主管する課(札幌方面以外の所属にあっては、当該方面本部の当該事案を主管する課を經由) を経て行うものとする。

附 則

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(平成3年警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成3年2月1日から施行する。

附 則(平成4年警察本部訓令第19号)

1 この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

2 北海道警察の事務の専決に関する訓令(昭和43年警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成13年警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年警察本部訓令第11号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。